

別紙

平成25年11月8日付け基発1108第1号「労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に関する事務の実施について」の一部改正について 新旧対照表

○平成25年3月26日付け基発0326第5号「労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に関する事務の実施について」

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙様式</p> <p>(中略)</p> <p>備考</p> <p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます（処分があつた日から一年を経過した場合を</p>	<p>別紙様式</p> <p>(中略)</p> <p>備考</p> <p>この処分に不服のある場合には、この処分が行われたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p>

除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から一年を経過した場合を除きます。）。